

就学援助制度について

浪江町では、町立小・中学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を目的として、お子さまの就学に必要な学用品費等の経費の一部支援を行います。

保護者の方で援助の対象となる方は、申請書を記入し、申請に必要な書類等を必ず添付して、提出してください。

なお、援助を希望しない方は、提出する必要はありません。

○申請方法

①申請書

申請書は、世帯全員で1枚にまとめて、記入例を参考にご記入ください。

※記入例は申請書の裏面をご覧ください。

②申請書の添付書類

I 生活保護受給者、児童扶養手当受給者

⇒受給の確認ができる書類の写し (県知事の押印があるもの)

II 今年度中に生活保護が停止または廃止している者

⇒停止または廃止していることが確認できる書類の写し

III I、II以外の方（児童扶養手当申請中の方も含む）

⇒申請書（上部）の事項に同意する方

こちらで税収納情報及び税務情報を確認しますので、書類の提出は不要です。

⇒申請書（上部）の事項に同意されない方

また、令和8年1月1日時点で浪江町民ではなかった方

- ・世帯全員（未成年を除く）の所得（非）課税証明書
- ・世帯全員（未成年を除く）の未納がないことの証明書

IV 全世帯共通

⇒振込口座の通帳等の写し

（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるもの）

VI 東日本大震災にて被災された方

⇒被災されたことのわかるもの（被災証明書、罹災証明書の写し）

③提出先

各小・中学校

④提出期限

令和8年7月17日（金） ※期限厳守

○注意事項

町立学校から転校する場合や申請内容と事実が異なる場合は、決定を取消し、支給済の支援金を返還していただくこともありますのでご了承ください。

○浪江町就学援助内容・金額

区分		年間支給額	
		小学校	中学校
1	学用品費	11,630円	22,730円
2*	体育実技用具費	—	柔道 7,650円 剣道 52,900円
3	新入学児童生徒学用品費 (通学用品費含む, 年1回支給)	64,300円	81,000円
4	通学用品費 (第1学年除く)	2,270円	2,270円
5*	修学旅行費 (年1回支給)	補助対象経費実費分	補助対象経費実費分
6*	校外活動費 (年1回支給)	補助対象経費実費分	補助対象経費実費分
7*	クラブ活動費	2,760円 (上限額)	30,150円 (上限額)
8*	生徒会費	4,650円 (上限額)	5,550円 (上限額)
9*	PTA会費	3,450円 (上限額)	4,260円 (上限額)
10*	卒業アルバム代	11,000円 (上限額)	10,000円 (上限額)
11*	学校給食費	実費分	実費分

※2、5～11の援助額については、就学先の学校へ経費・実費調査により決定します。

※原則として、1年分を3回に分けて、指定された口座に振り込みます。

※生活保護を受けている保護者には、修学旅行費のみ支給します。